

ウェディング業務委託申込書

私たちは、本書をもって、株式会社サロンドキミコに対して、約款の条項を内容としたウェディングサービスに関する契約の締結を申し込みます。

_____年 _____月 _____日

ご署名) _____

ご署名) _____

お客様 情報	お名前	フリガナ			
		ローマ字			
	連絡先住所	〒 _____			
	ご勤務先		生年月日	_____年 _____月 _____日	
	電話番号		E-mail		
	親御様氏名	お父様)		お母様)	
	親御様ご住所	〒 _____			
	お名前	フリガナ			
		ローマ字			
	連絡先住所	〒 _____			
	ご勤務先		生年月日	_____年 _____月 _____日	
	電話番号		E-mail		
親御様氏名	お父様)		お母様)		
親御様ご住所	〒 _____				
申込サービスの種類	<input type="checkbox"/> トータルプロデュースサービス 金_____円 (税別) <input type="checkbox"/> 写真撮影サービス 金_____円 (税別) <input type="checkbox"/> 衣裳・着付け・ヘアメイクサービス ※料金は別紙見積書をご確認ください。 ※ 追加料金等が発生しご契約締結後に金額が変動する場合があります。				
備考欄	申込サービスの記載の金額は申込日時点の内容となり、実際にお支払いいただく金額とは異なる場合がございます。				
広告利用	<input type="checkbox"/> 約款第1条第5項および第8条第2項に規定された広告利用に同意いたします。				

ウェディング業務委託約款

本約款は、株式会社サロンドキミコ（以下、当社といいます）がおお客様との間でウェディングサービスについての契約を締結するにあたり、これらのサービスが相互信頼の下で円滑に提供されることを目的として作成されたものです。大切な内容を含みますので、必ず契約締結前にお読みいただき、ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

【注意】 お客様に提供するサービスによって本約款の該当する条項が異なります。

お客様に提供するサービスは・・・

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> トータルプロデュースサービス | ⇒ 「Ⅰ トータルプロデュース条項」と「Ⅳ 共通条項」が該当します。 |
| <input type="checkbox"/> 写真撮影サービス | ⇒ 「Ⅱ 写真撮影条項」と「Ⅳ 共通条項」が該当します。 |
| <input type="checkbox"/> 衣裳・着付け・ヘアメイクサービス | ⇒ 「Ⅲ 衣裳・着付け・ヘアメイク条項」と「Ⅳ 共通条項」が該当します。 |

Ⅰ. トータルプロデュース条項

第1条【契約の成立と骨子】

- 1 トータルプロデュースサービス（以下、本章においては当サービスといいます）とは、当社がおお客様の挙式および披露宴全体を総合的にプロデュース（婚礼会場探し及び折衝、スケジュール組み、ご予算管理、必要アイテム・サービスの手配およびご紹介、お支払いの代行、当日セッティング、撤収等）し、当日の同行およびオペレーションを行うものです。
- 2 当サービスにおけるプロデュース全般に係る料金（以下、プロデュース料といいます）は申込書「申込サービスの種類」欄記載の通りです。
- 3 当サービスについての契約は、お客様が申込書に署名し、かつ金 万円（税別）をお申込み内金として当社が指定する方法でお支払いされた時点で成立するものとし、当社は契約成立後に当サービスの提供を開始します。なお、お申込み内金はプロデュース料及び解約料に充当されるものとします。
- 4 挙式・披露宴会場の運営者または飲食物ケータリング事業者との会場利用または料飲に係る契約は、原則として当社の仲介によりお客様と運営者との間で直接締結していただきます。婚礼衣裳、カメラマン、ヘアメイク、着付け、装花、招待状およびその他ウェディングアイテムおよびサービス全般については、原則として当社が当サービスの一環として手配するものとし、当社はそれらの代金（以下、婚礼費用といいます）について、第4条第1項に従い、プロデュース料とは別にお客様にご請求させていただきます。ただし、婚礼会場やドレスショップの規約により個別に取り扱いが異なる場合がございます。
- 5 当社は、お客様に申込書所定欄にて同意いただいた場合に限り、自らの広告にお客様のお写真やお名前を利用させていただく場合がございます。

第2条【参列者数確定後の変更】

- 1 お客様は婚礼日の14日前までに参列者の最終人数をご報告ください。婚礼日の14日前時点での情報をもって参列者の最終人数を確定いたします。
- 2 最終人数確定後、参列者の人数が減少した場合であっても、すでに発注、その他手配が完了している範囲においては減額には応じられませんので予めご了承ください。一方、参列者の人数が増加した場合には、料理等の手配が間に合わない場合があること、および別途追加費用が発生することを予めご了承ください。

第3条【お客様によるウェディング関連品などの手配】

- 1 お客様により独自に衣裳、引出物、装花などのアイテムおよび着付け、カメラマンなどの外部事業者を手配したい場合は、予め当社までご相談ください。
- 2 前項のアイテムおよび外部事業者についてお客様が手配することになり、婚礼当日に当社にてアテンド等を要する場合には、お客様は当社宛に事前にその詳細をご報告ください。万が一お客様のご報告に不備がありトラブルが発生した場合には、当社はその責任を負いません。

第4条【婚礼費用の支払い期日】

- 1 婚礼費用及びプロデュース料（お支払い済みのお申込み内金を除きます。以下、本条において同じです。）は、婚礼日の5日前に当社がご請求した時点の残金総額の全額をお支払いいただきます。当社が別途発行する請求書をご参照ください。
- 2 お客様は、前項の請求書に記載の金融機関口座に振り込む方法で婚礼費用及びプロデュース料のお支払いをお願い致します。なお振込手数料はお客様にてご負担をお願い致します。
- 3 婚礼日当日等に発生した追加料金については、当社より改めて請求書を発行いたしますので、指定の期日までに前項の方法をもってお支払いください。なお振込手数料はお客様にてご負担をお願い致します。

第5条【お客様による解約・日程変更】

- 1 当サービスの契約成立後にお客様の都合で解約された場合は、解約のタイミングに則して、以下の解約料をお支払いいただきます。なお「実費」とは、解約時点で発注済みの婚礼アイテムおよびサービス等に関する解約料や負担済みの交通費等実際に発生した損害を指し、「外部事業者」とは、司会、招待状、装花、カメラマン、引き出物及び席次表・席札事業者等、婚礼関連事業者全般を指します。また、以下①～⑥の各号のうち複数の条件に合致した場合には、数字が大きい号の解約料が適用されるものとします。

① 契約成立日から初回打ち合わせを開始するまでの間の解約	お申込み内金の半額 + 実費
② 初回打ち合わせ開始から衣裳等の手配に着手するまでの間の解約	同全額 + 実費
③ 衣裳等の手配に着手してからすべての手配が完了するまでの間の解約	プロデュース料金（税込）の 50% + 実費
④ すべての衣裳等の手配が完了して以降の解約	同 70% + 実費
⑤ 婚礼日の 31 日前から 8 日前までの間の解約	同 80% + 実費
⑥ 婚礼日の 7 日前から当日以降の解約	同 100% + 実費
- 2 当サービスの契約成立後に婚礼日程を変更する場合には、原則として前項の解約の場合における解約料の一律半額（実費分については全額）の変更料をお支払いいただきます。ただし、変更後の具体的なご日程が確定している場合等当社が特別に認める場合には異なる取り扱いをさせていただく場合があります。

第6条【婚礼会場での事故・盗難】

- 1 挙式・披露宴の会場において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当社の故意、または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いませんので十分ご注意ください。
- 2 料飲を原因とする事故をはじめ挙式・披露宴の会場側の責に帰すべき事情により発生した事故（婚礼日当日のみならず、事前の会場の閉館、営業停止等も含む）について当社は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 3 参列者様または映像制作会社が作成した映像・音楽作品について、第三者との間で知的財産権または肖像権をはじめとした諸権利を巡る紛争が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 4 挙式・披露宴の前にお客様がインフルエンザやノロウイルスなど感染力の強い疾病に罹患した場合には、必ず当社にご報告いただき、対策についてご相談ください。

II. 写真撮影条項

第7条【契約の成立と骨子】

- 1 写真撮影サービス（以下、本章においては当サービスといいます）は、当社がお客様の婚礼写真を撮影し、アルバム等の写真商品を製造し、納品するものです。なお具体的な撮影枚数や納品する商品の種類は申込書「備考欄」記載の通りとし、そこに記載がない場合は別途お客様と当社との間で協議し決定するものとします。
- 2 当サービスの料金（以下、撮影料といいます）は、申込書「申込サービスの種類」欄記載の通りです。
- 3 当サービスについての契約は、お客様が申込書に署名し、かつ撮影料全額を当社が指定する方法でお支払いされた時点で成立するものとし、当社は契約成立後に当サービスの提供を開始します。
- 4 撮影当日に追加料金が発生した場合には、別途当社が指定する方法でお支払いください。追加料金のお支払いが確認できない場合にはアルバム等の写真商品をご提供できない場合がありますことをご了承ください。
- 5 写真撮影を行うフォトグラファーは、お客様のご希望を踏まえて当方にて手配いたします。天災地変、フォトグラファーの急病、事故その他の事情により予定したフォトグラファーの手配ができない場合には、当社の責任と負担において代役を選定することができるものとします。

第8条【撮影された写真データの取り扱い】

- 1 当サービスにおいて撮影された写真データおよび写真データを加工して製作するアルバム等の写真商品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。以下同じです。）をはじめとした知的財産権は当社に帰属いたしますが、お客様は個人的にご利用される限りにおいて、自由に転用、加工、その他二次利用することができるものとします。
- 2 当社は、お客様のご承認を得た上で、当サービスにおいて撮影された写真データを自らの広告活動に利用する場合があります。

第9条【免責事項】

- 1 写真撮影の行程において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当社の故意、または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いませんので十分ご注意ください。
- 2 撮影日の天候が不良の場合でも当社としては撮影日の変更等極力次善の策を講じるよう努めますが、完全にはご希望にお応えできない場合もありますこと、およびその場合でもあっても料金の返金または減額には応じられないこと、またお客様の意思で解約する場合には次条規定の解約料が発生することを予めご了承ください。

第10条【お客様による解約】

当サービスの契約成立後にお客様の都合で解約された場合には、解約のタイミングに則して、以下の解約料をお支払いいただきます。なお、「実費」とは、お客様の解約に伴い当サービスに付随して当社が負担した、フォトグラファーへ支払う解約料等の実費分を指すものとします。

契約成立日から撮影日 31 日前までの解約	なし
撮影日 30 日前から撮影日の 14 日前までの間の解約	撮影料金（税込）の 25% + 実費
撮影日の 13 日前から 8 日前までの間の解約	同 50% + 実費
撮影日の 7 日前から前日までの間の解約	同 75% + 実費
撮影日当日以降の解約	同 100%

Ⅲ. 衣裳・着付け・ヘアメイク条項

第11条【契約の成立と骨子】

- 1 衣裳・着付け・ヘアメイクサービス（以下、本章においては当サービスといいます）は、当社がおお客様のご希望に沿って、婚礼写真等の撮影時または挙式・披露宴時における衣裳を貸し出し、着付け及びヘアメイク業務を提供するものです。
- 2 衣裳のレンタル料を含めた当サービスの料金（以下、サービス料といいます）は、別紙見積書をご確認ください。ただし、契約締結後にお客様の都合で契約内容が変更された場合は、追加料金（変更に伴い発生した解約料等の損害の補償を含む）が発生することがございます。
- 3 当サービスについての契約は、お客様が申込書に署名し、かつお申込内金として金5万円を当社が指定する方法でお支払いされた時点で成立するものとし、当社は契約成立後に当サービスの準備及び提供を開始します。
- 4 サービス料（お支払い済みのお申込金を除きます。以下、本項において同じ。）は、サービス提供日の14日前を目途に当社が指定した日までに、当社が指定する方法で全額をお支払いいただきます。なおサービス料のお支払いがなさない場合には、当サービスをご提供できない場合がありますことをご了承ください。
- 5 当サービスを提供する美容師や着付け師は、お客様のご希望を踏まえて当方にて手配いたします。天災地変、急病、事故その他の事情により予定した美容師または着付け師の手配ができない場合には、当社の責任と負担において代役を選定することができるものとします。
- 6 当サービスについての契約成立後にお客様のご都合によりヘアメイクや着付けの実施人数が増加し、当社で美容師や着付け師等の手配が及ばないと判断した場合には、増加人数の全員または一部をお断りする場合がございます。なお、人数の増加が受け入れられないことにお客様が解約される場合には、次条に規定する解約料をお支払いいただきます。

第12条【お客様による解約】

当サービスの契約成立後にお客様の都合で解約された場合には、解約のタイミングに則して、以下の解約料をお支払いいただきます。なお、「実費」とは、お客様の解約に伴い当サービスに付随して当社が負担した、美容師や着付け師へ支払う解約料等の実費分を指すものとします。但し、当サービス提供の順番が以下の順番と異なる場合には、該当する項目のうち最も高額な解約料が適用されるものとする。

契約成立から衣裳選びに着手するまでの間の解約	直近の見積書規定のサービス料（税込）の 10% + 実費
衣裳選びの着手から衣裳決定までの間の解約	同 40% + 実費
衣裳決定からメイク等のリハーサルまでの間の解約	同 60% + 実費
メイク等のリハーサル開始から衣裳等の利用日の前日までの間の解約	同 80% + 実費
衣裳等の利用日以降の解約	同 100%

※1回の契約で挙式・披露宴と前撮りの場合など2回以上の衣裳利用を想定する場合において、そのうちの一部を解約する際には、「直近の見積書規定のサービス料（税込）」を「解約されたサービスに関する直近の見積書規定のサービス料（税込）」と読み替えて適用されるものとする。

第13条【レンタル期間】

当サービスにおいて提供される衣裳（小物も伴う場合は同様とする。以下同じ）のレンタル期間は、別途当社が指定するとおりといたします。なおレンタル期間中はお客様が責任をもって管理し、ご利用日以外の日の衣裳及び小物のご利用はご遠慮ください。また、ご利用日当日中であっても婚礼二次会等、別のイベントでご利用になる場合は追加料金をお支払いいただく場合があります。

第14条【延長料金】

レンタル期間終了日を過ぎても返却されない場合は、1日につき、当該衣裳のレンタル料定価（税込）の20%をお支払いいただきます。

第15条【衣裳等が毀損等した場合の取扱い】

お客様の故意または過失により衣裳または小物が汚損、破損または紛失した場合は、当社が損害の状態に基づき対応策（修繕、買い替え等）を決定し、その費用をお客様にご負担いただきます。

IV. 共通条項

第16条【交通費および経費の取扱い】

本契約に基づく各種サービスに関する打ち合わせは、原則として当社のサロンまたは婚礼実施会場で実施するものとします。もしお客様のご都合によりその他の場所で実施する場合には、当社が負担した交通費（燃料費を含みます）は別途お客様にご負担をいただく場合がございます。なお、交通費以外の実費が発生した場合には、お客様にご負担をいただきます。

第17条【当社による解約】

当社は、以下の場合には、お客様との契約を自らの判断により解約させていただきます。

- ① お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体等いわゆる反社会的勢力の関係者であることが判明した場合、その他法令および公序良俗違反のおそれがある場合
- ② 他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
- ③ 天災または経営不振その他、当社の責に帰すことのできない理由により婚礼会場が使用できない場合

なお、上記の場合における解約によりお客様に損害が発生したとしても、当社はその損害の賠償は致しかねますので予めご了承ください。また、①および②の場合は、お客様には所定の解約料をご負担いただきます。

第18条【第三者委託】

当社は本契約に基づく各種サービスを提供するにあたり、任意に第三者に一部業務を委託することができるものとします。

第19条【損害賠償】

当社は、自らの故意または重過失によってお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、賠償額の上限はプロデュース料、撮影料またはサービス料の金額を上限とさせていただきます。

第20条【個人情報の取扱い】

お客様の個人情報は当社によって厳重かつ適正に管理いたします。また、以下の目的以外には利用いたしません。

- ① サービスの提供に関するお客様への各種ご連絡および新商品プラン、イベントなどのお知らせ
- ② サービスの提供に必要な範囲での衣裳、美容着付、写真、招待状、引出物など指定業者との連絡、協議（本号の限りにおいて指定業者に必要な個人情報を開示します）
- ③ 事前にお客様の同意を得た上での、雑誌その他広告媒体への写真、映像、お名前及び年齢等の掲載
- ④ 警察、税務署、裁判所などの公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求への対応

第21条【本申込書兼約款の取扱い】

本申込書兼約款の原本は当社が一旦保管し、当社は後日写し（PDF等電子データも含みます。）をお客様にご提出いたします。

株式会社サロンドキミコ
最終更新日/2019年2月27日